

草津市情報化推進の指針について

■指針の考え方

「草津市情報化推進の指針」（以下「指針」という。）は、平成22年3月に本市の情報化の将来像を見据えた様々な情報化施策を明らかにし、市民サービスの向上を念頭に今後の情報化推進のあり方を示すものとして策定したものです。

■位置づけと期間

「指針」は、本市の情報化施策の基本的な方向を示すものです。「指針」の上位施策を平成22年度より施行した「第5次草津市総合計画」（以下「総合計画」という。）とし、この中で規定した事業の実現を下支えする方策として位置づけ、期間を総合計画と同じく、平成22年度から令和2年度までの11年間を計画期間としています。

■情報化推進の指針および施策体系

- | |
|---------------------------|
| 1. 本市の活力を広く知ってもらう為の情報化の推進 |
| (1) 産業の情報化 |
| (2) 地域コミュニティの情報化支援 |
| 2. 市民サービスの向上に資する情報化の推進 |
| (1) 暮らしのサービスの充実 |
| (2) 安全・安心に資する情報化 |
| (3) 学校教育の情報化 |
| (4) 子育て支援サービスの充実 |
| 3. 行政運営の向上に資する情報化の推進 |
| (1) 行政情報基盤の充実 |